

合法性ガイドラインにおけるライフサイクルGHG認証スキーム の適合性確認について

令和5年9月20日
林野庁木材利用課

SBP認証、GGL認証について

- SBP認証及びGGL認証については、FIT・FIP制度におけるライフサイクルGHGの確認に必要な要件を満たしていることを確認済み。
- 両認証については、合法性・持続可能性の確認にも使えることを条件としていたため、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（合法性ガイドライン）を満たしていると言えるか、林野庁で検証してきたところ。
- 次ページの整理により、SBP認証、GGL認証ともに合法性ガイドラインを満たしていることを確認。

<SBP認証(Sustainable Biomass Program)>

- ・木質バイオマスの合法性・持続可能性とライフサイクルGHGについて認証する制度
- ・森林認証(FSC認証、PEFC認証)の枠組みも活用
- ・EUの再生可能エネルギー指令(REDII)に対応した認証制度として認定済み

<GGL認証(Green Gold Label)>

- ・木質バイオマスや農産物系バイオマスの合法性・持続可能性とライフサイクルGHGについて認証する制度
- ・森林認証(FSC認証、PEFC認証)の枠組みも活用
- ・EUの再生可能エネルギー指令(REDII)に対応した認証制度として認定されるべく申請中

(参考)SBP認証／GGL認証と合法性ガイドラインの関係

- 合法性ガイドラインの「(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」との比較により、SBP認証及びGGL認証の対応状況を整理。

合法性ガイドライン(団体認定方式)で求められる要素	SBP認証	GGL認証
①合法性・持続可能性の確認	○ ペレット製造事業者等は、原料として使用する木質バイオマスの合法性・持続可能性を確認。	○ ペレット製造事業者等は、原料として使用する木質バイオマスの合法性・持続可能性を確認。
②分別管理・書類管理の実施	○ 各段階の事業者は、SBPのCoC基準に基づいて分別管理し、関係する情報を適切に記録。	○ 各段階の事業者は、GGLのCoC基準に基づいて分別管理し、関係する情報を適切に記録。
③審査能力のある団体による事業者の認定	○ 審査能力のある第三者機関が各段階の事業者を審査し、認証を付与。	○ 審査能力のある第三者機関が各段階の事業者を審査し、認証を付与。
④認定事業者情報の公表	○ SBPのHPにおいて、SBP認証を取得している事業者を公表。	○ GGLのHPにおいて、GGL認証を取得している事業者を公表。
⑤認定事業者の取扱実績の収集・公表	○ SBPが木質バイオマスの認証量のデータを収集し、HPで公表。	○ GGLは、認証量のデータを収集しており、要請に基づいて共有可能。

(参考)木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

- 木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたガイドライン（平成18年公表）。
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法として、3つの方法を提示。

＜木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法＞

（１）森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法

森林認証（FSC、PEFC、SGEC等）を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証（認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明）

（２）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、分別管理されていることの証明書を交付。生産・加工・流通の各段階で証明書の交付を繰り返して行い、証明の連鎖を形成することにより証明。

（３）個別企業等の独自の取組による証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。